

被保険者各位

公金受取口座を活用した保険給付等について

平素は、健保事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件、公的給付等を受け取るための口座（以下「公金受取口座」という）を活用した公的給付の支給等を実現するため、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）」が令和3年5月19日に交付、順次施行されているところであります。

これに伴い、令和4年10月11日からは公金受取口座を活用した保険給付（以下「保険給付」という）等の運用が開始されます。

記

1. 概要

公金受取口座は、公的給付等を受け取るための口座として、マイナポータル等において事前に国へ登録することにより、行政機関等で実施している各給付手続等に活用できる制度です。

令和4年10月11日から、健康保険法に係る保険給付について、被保険者等が申請手続の際に、公金受取口座を利用する意思を示すことにより、金融機関名称や口座番号等を記載することなく、受給することが可能になります。

2. 対象となる保険給付等

被保険者等が健保へ申請する保険給付および付加給付並びに任意継続被保険者の保険料の還付が対象となります。

3. 各種申請書様式等の見直し

対象となる保険給付の各種申請書様式に公金受取口座を利用する意思表示欄を設けた新様式を準備中です。

取り急ぎ公金受取口座の利用を希望される方はサザビーリーグ健康保険組合までお問い合わせください。

4. お問い合わせ先

サザビーリーグ健康保険組合

TEL：03-5412-1827